

2024年3月14日
九州電力株式会社

川内原子力発電所1，2号機差止訴訟控訴審の判決が言い渡されました — 当社勝訴 —

本件は、川内原子力発電所1，2号機の運転差止請求について、福岡地方裁判所が棄却した判決（2023年1月20日付）を不服として、控訴人らが2023年1月31日に控訴したものです。

これまで、当社は請求の棄却を求めるとともに、川内原子力発電所は地震や津波に対して十分な安全性を有していること、事故防止や万一事故等が発生した場合における安全確保対策を適切に講じており、放射性物質の周辺環境への異常な放出が生じる具体的危険性がないこと等を主張してきました。

本日、福岡高等裁判所は、川内原子力発電所において重大な事故が起こる具体的危険性はない等として控訴人らの請求を棄却しました。

今回の判決は、これまでの当社の主張が裁判所に認められたものであり、妥当な結果と考えております。

今後とも、更なる安全性・信頼性向上への取組みを自主的かつ継続的に進め、原子力発電所の安全性確保に万全を期してまいります。

以上